

十九番 大野行夫 君
二十番 宮沢良一 君
二十一番 田村匡雄 君
二十二番 塩野鉄之助 君
二十三番 石川信義 君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

八番 吉岡一三 君
十六番 高波忠 君
十七番 関米吉 君
二十三番 岩田博 君

一 欠員はつぎのとおりである。

九番

議事事務局職員はつぎのとおりである。

議事 古谷徳男 君
議事 市川昭利 君
事務局 係長 臨時速記事務補佐員 井比留間 勇 君
小松恵美子

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長 石川常太郎 君
助役 竹條崎俊夫 君
収入役 橋本孝蔵 君
教育長 町田倍二 君
秘書 高水求 君
庶務 生子国利 君
員課長 秘書 高水求 君
課長 環境保 八木房雄 君
企面財 政課長 上野重勝 君
全課長 福祉事 森田猛 君
課長 経済 森田進 君
課長 都市計 務所長 森田猛 君
建設 課長 黒田登 君
面課長 都市計 務所長 森田猛 君
課長 建設 課長 黒田登 君

市 民 課 長 田 村 忠 雄 君

下水道
齊藤多市君
課長

水 道
井 上
久 男
君

教育委員 田和雄 君
庶務課長

教育委員會
教育社會
課長

小野光朗
君

課 稅
長 務
島
田
猛
君

課 用
長 地
須
崎
進
君

會計課長 木田武君

古谷正夫 君

選學管
理委員
會事務
局長兼
監查委
員事務
局長

乙

津
宗
吉

君

今日の議事日程はつぎのとおりである。

日程第一
議案第一百十一号
昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)

日程第 二 議案第百十二号 昭和四十八年度福生市公益質屋会計補正予算（第一号）

日程第
三
議案第百十三号
昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整

理事業會計補正予算（第一号）

日程第 四 議案第百十四号 昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第 五 議案第百十五号 昭和四十七年度福生市一般会計決算認定について

日程第 六 議案第百十六号 昭和四十七年度福生市国民健康保險特別會計決算認定に

25C

日程第 七 議案第百十七号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計決算認定について

日程第 八 議案第百十八号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事

業会計決算認定について

日程第 九	議案第百十九号	昭和四十七年度福生市公共用地会計決算認定について
日程第 十	議案第百二十号	市道路線の認定について
日程第 十一	請願第七号	地域住民集会所設置に関する請願書
日程第 十二	請願第八号	正月二、三日ならびに祝日の郵便配達廃止に関する請願書
日程第 十三	請願第九号	福生市の教育諸条件の改善に関する請願書
日程第 十四	陳情第七号	市道拡張に関する陳情書
日程第 十五	陳情第九号	建設主要資材の異状高騰に伴う対策に関する陳情書
日程第 十六	陳情第八号	民間日雇労働者の年末手当支給に関する陳情書
日程第 十七	陳情第十号	年末手当等に関する陳情書

午前十時ニ合 開議

議長(石川信義君) ただいまから昭和四十八年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議長(石川信義君) 日程第一議案第百十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計 補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。市民課長 田村忠雄君。

(市民課長 田村忠雄君 登壇)

○市民課長(田村忠雄君) 二指名によりまして 議案第百十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計 補正予算(第一号)につきまして、ご説明を申し上げます。一ページをお開きいただきます。

今回の補正は、主として、人事院勧告に基づきます職員の人件

貴関係及び昨日ご提案申しおりました健康保険法の改正によります
高額療養費の支給制度に伴います実施の費用の補正等が主なもの
でございます。それで今回三百二十七万八千円を追加いたしました
歳入歳出総額とそれそれ二億五千八百六十一万五千円と定めるもの
でございます。二ページをお開きしたいただきます。

国庫支出金につきましては七十一万円の減額補正でございます。これは
国庫負担金にあきまして、療養給付費負担金の前年度の精算分
の関係でございます。当初五百六十二万二千円を計上してございましたか、
補助金も確定をいたしました。四百八万円その差額百五十二万二千円
と、それから療養費の自然増加等の補助金二十八万七千円相殺した
しまして、百二十三万五千円の減額でございます。それと国庫補助金に
つきましては、新設されました高額療養費の国の負担金の五十二万
五千円の補助金でございます。

それから都の支出金でございますが、今回の補正は百七十六万七千円
でございますが、これはやはり職員の方五十二万五千円を合されたもので、
百七十六万七千円を補正しようとするものでございます。次に繰越金

福生市議会

でございますが、これは前年度の繰越金から七百二十二万一千円をござい
ましたので、当初の五百万円の差額二百二十七万一千円を補正するもので
ございます。歳入総額は三百二十七万八千円でございます。

次に歳出でございますが、総務費にあきまして百三十五万二千円の増額
でございます。これはやはり人事院勧告に基づきます職員の給料
あるいはその他の事務費等でございます。それから保険給付費でござ
います。これは百七十九万八千円の増額補正でございますが、療養
諸費にあきまして療養費の自然増分^{七十四}万八千円、それから高額
療養費につきまして、これは一応高額療養費に該当いたしますものの
平均の医療費を十万と見まして、これに基づきまして高額療養費を
算出いたしますと、一人当たり二万一千円になるわけでございますが、これの
千五人分を計上したものでございます。

それから支出金にあきまして、三万七千円の増額でございますが、これは
国及び都の支出金の前年度の精算還付金でございます。予備費に
あきましては、収支の調整をとるために十九万二千円計上してございます。
歳入歳出総額は三百二十七万八千円でございます。歳入歳出とも





補正後の額は二億五千八百六十一万五千円と相なる次第でございます。
 はなはだごつぱくな説明でございますが、慎重の審議の上ご決定いた
 だきますようお願ひ申しあげまして説明を終わります。

(応答なし)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

十一番(伊藤忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、厚生
 委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま伊藤忠次
 郎君から所定の賛成を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査
 せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり
 決すものと、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)



議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百十一
 号は厚生委員会に付託することと決定をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第二議案第百十二号昭和四八年度
 福生市公益質屋会計補正予算(第一号)を議題に供します。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長 森田
 盤君。

(福祉事務所長 森田 盤君登壇)

福祉事務所長(森田 盤君) ご指名によりまして議案第百十二号昭
 和四八年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)につき

ご説明を申しあげます。本会計の補正予算につきましては、人事員勧告により職員
 給与の補正でございます。四五万七千円を追加いたしました。歳入歳出
 それぞれ三百三十万円のようとするものでござります。

次に、二ページをお開きになつて下さい。歳入歳入につきましては、事業収入を十
 万円補正しようとするもので



日現在では在庫高が六百六十万円でございす。したがいましてホーナス等も入る関係で、もっとこれが十二月末にまいりますと、比較的減る人ではないかと考えられます。したがいまして現在の基金七百万円で、十二月は市民に迷惑かけることなく運営できるものと思っております。

「了解」と呼ぶ者あり

議長(石川信義君) 以上、質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百十二号については、厚生委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得、本案は厚生委員会に付託し、審査せられん旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより、異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(石川信義君) 異議なしと認めます。

よって議案第百十二号は厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第三、議案第百十三号昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。都市計画課長浅見康裕君。

(都市計画課長 浅見康裕君 登壇)

○都市計画課長(浅見康裕君) ご指名をいただきました。議案第百十三号昭和四十八年度区画整理事業会計補正予算(第一号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は第一条にある歳入歳出予算の補正と二条の債務負担行為の変更の二点となっております。

まず予算につきましても、歳入歳出それぞれ三千八百三十三万五千円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ二億四千二百三十五万五千円と定めようとするものでございます。

それから第三表にまきまゝでは、二表に記載のとありの債務員担行為を補正しようとするものでございします。

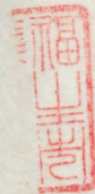
ニペーシをお開きした方がたいと思ひます。

まず一表の歳入歳出予算補正をいいます。今回は歳入におきまして、諸収入をいたしまして三千八百三十三万五千円を追加補正いたしまして計といたしまして三千九百三十三万五千円と定めようというものでございします。この内訳は国鉄の五日市線の立体交叉工事、これは多摩河原の事業関係でございします。その精算が終りまして、当初八千余万円の計画でございしたか、精算の結果五千六百余金万円というもので、精算支出額が確定したという関係から、その残金二千三百三十三万五千円が国鉄から金納の返還金として市に入ってくるという関係でございします。それと二案内のとあり公団住宅がここで三月に入居というのとに相成るわけでございします。その入居者並みに三中一七小への通学関係、そういった方々の用に供するために歩道橋を設置しようということ、公団側と折衝を重ねてきたわけでございします。幸にいたしまして公団負担による一千五百万程度の見積りのもとに

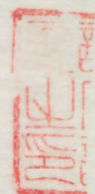
設置できるといふ見通しが立ちましたので、一応概算額をいいます。一千五百万円の公団歩道橋の設置協力金という形をただくということ、しめて今回、三千八百三十三万五千円を追加補正しようとするものでございします。

歳出でございしますが、第一款の総務費は人勧に基きます。人件費の補正は八十五万六千円と相成っております。事業費は多摩河原地区の事業費でございします。先ほど申しあげました歩道橋の設置工事、これを区画整理区域内でございします。今回は区画整理の一応検討して実施するということで、一千五百万円の工事請負費とそれと先ほど申しました国鉄の余納の返還金、これをそのままほとんどの額を公社へ委託料として支出するという関係で二千二百万円、しめて三千七百三十万、これを事業費として追加補正いたしまして差額、つまりは予備費へ充てしめて、歳入歳出三千八百三十三万五千円を追加し、歳出合計額を二億四千二百三十五万五千円と定めようとするものでございします。

三ペーシの第二表、債務員担行為補正でございしますけれども、



加美平、多摩河原内地区とも今回事業変更を行なうとして、それによりかましく若干資金計画の変更も行なっております。それに基きまして今回は金額の補正を依頼するということでございます。加美平につきましては、約六百八十万円を減額してあります。これは二・七号線の立体工事がある程度精算できる段階になりまして、それを当初の計画より特に国鉄の立体交叉関係の予定金額がさがってきたという関係で、相殺して結果的に六百八十三万八千円を減額しようとするものでございます。今回の補正額は上億一千八百一十万円ということになります。多摩河原地区の区画整理事業につきましては、やはり資金計画の変更に基づきまして、保留地の処分予定価格は近隣の土地の価格の増嵩に伴いまして多少高く処分できるだろうという見通しが立ったことで、それを財源としたしまして、やはり諸物価の高騰により、工事その他の費用が上がっているという関係と、あとまた田んぼの関係でございまして整理工事から非常に多いというふうなことで、工事費の増もありまして、今回六億四千九百三十万一千円を追加いたしました。債務負担行為額の限度



額を十九億五千四百一十八万一千円と定めようとするものでございます。非常にこれは、金額的に大きくなっておりますけれども、ご案内のとおり当初計画に入っておりますので、工事そのものが相当入っております。もう一つは完全に公営的な再投資を行なわないで、この地区については完了をみたいというような審議会委員さん等の強い希望もございまして、できる限りの整備をしようという関係でございまして、これは最終的には、さらにまた金額は増加するという見通しを多少持つております。

以上、非常にざつぱくでございますけれども、議案第百十三号につきましてこの提案理由にかえさせましたでございます。よろしくどうぞ審議賜わりまして、原案ご決定下さるようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。
○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。



たゞし議題となつてゐる。議案第百十三号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただ今伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提案されました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よう議案第百十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第四議案第百十四号昭和四十八年度

福生市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。水道課長井上久男君。

（水道課長 井上久男君 登壇）

水道課長（井上久男君） ご指名よりましく、議案第百十四号昭和四十八年度

福生市水道事業会計補正予算（第三号）につきまして提案理由とその内容の説明をいたします。

今回補正しようとする主たるものは、まず収益的の収入の関係では水道料金、預金利息等による増額、支出の関係では人事院勧告に基づくベースアップによる職員諸給与、そのほか若干の補正であります。

次に資本的ですが、収入がなく支出の関係だけで拡張工事の設計委託料、職員給与費の増額等があります。なお受託工事の関係は収入支出とも減額してあります。この補正予算によって、さらに努力して水道事業の円滑な運営ができますよう提案した次第でございます。これは予算書の条文に従ひまして説明させていただきます。

第二条は、総則でございまして省略いたします。

第三条につきましては、業務の予定量、これは主要な建設改良費、第四期拡張事業費の九千七百五十五万八千円、これは規定予算額九千二百五十四万三千円に對しまして、五百一十五万五千円の増額であります。

これは先ほど提案理由の中で申しあげましたように職員給与費の関